第8回

少年事件Q&A

【テーマ】少年事件を受任し，調査官に面会したところ，「環境調整をよろしく」と言われたが，何をすればよいのか。

【解 説】

「環境調整」とは，少年を取り巻く人的物的条件，周辺環境を，少年の立ち直りと今後の成長に資するよう整え，「要保護性」を減殺することを目的とする作業である。付添人活動の1つである環境調整は，家庭裁判所の要保護性の判断を左右するだけでなく，非行少年の今後の健全な成長やスムーズな社会復帰を促す上で極めて重要な課題の1つである。保護処分として少年院送致が考えられる場合，付添人が少年の家庭・学校・職場環境等を整えることにより，最終的には社会的資源を活用した社会内処遇の結論を得る場合もある。

①親子・家庭環境

少年事件では，親子間に深刻な事情がある，親自身の生活態度や養育態度に問題があるなど，親子関係の調整が必要な場合も多い。付添人は，受任後速やかに家庭環境を調査し，親になぜ少年の非行が生じたのか原因を考えてもらい，今後の対応をともに話し合うことが必要である。その際，親の監督能力の有無，少年を親元に戻すのが要保護性の観点から適切かを見極めるには，少年の自宅を家庭訪問することが有効である。自宅訪問によって少年の家庭環境を実際にその目で確認することにより，付添人には様々な事情が見えてくる。なお，親の監督を期待できない場合には，祖父母・叔父伯母・兄弟姉妹等の親族による監護の可能性も模索する。

②勤め先・雇い主

少年の勤め先の有無は要保護性を判断する上で重要な要素である。付添人は，少年が従来の職場に戻れるよう雇主に働きかけ，あるいは少年とともに就職先の確保に取り組む。雇主には，少年の就労を受け入れ保護・監督する旨の「上申書」を書いてもらうこともある。ケース・バイ・ケースではあるが，雇主に少年の事情を説明した上で，生活全般にも目配りするような引き受け方をしてもらえれば，より一層の環境調整の効果が期待できるであろう。

③学校・教師

在学中の学校が少年のサポート体制を作ることは極めて重要であり，学校側に調整を働きかけることが必要である。しかし，少年が高校生以上の場合には，少年の非行が退学理由になりかねない場合もあるので，学校への連絡は慎重さが必要である。また，少年が入学試験，進級試験等の受験を目前に控えているときは，その機会を確保するため観護措置取消手続等を検討する（LIBRA2003年12月号参照）。

④不良交友関係

少年が暴走族・暴力団等と交友関係があるときは，今後これを断ち切ることが必要になる。少年本人の強い自覚と努力，家庭・学校・雇主・地域社会等の複合的な協力が必要であり，付添人は関係各者間のコーディネート役をすることが考えられる。

⑤試験観察の場合の補導委託先確保

付添人としては試験観察を求めたいが，在宅試験観察には困難が予想される場合，付添人は自立援助ホーム，民間篤志家等の少年の補導委託先を探す必要がある。

＊　＊　＊

以上の環境調整の成果は，成果が出る毎に随時調査官や裁判官に報告し，特に調査官とは連絡を密にして相互の情報を共有し協議する。審判前の最終的な「付添人意見書」にも環境調整の結果は丁寧に書く。

（子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員
藤田 晶子）